

改正案

現行

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 一十六（略）

一 一十六（略）

十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第九号、第六十四条第二項及び第三項、第三百三十八条第二項、第四百三十三条第四号並びに第四百九条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第九号、第六十四条第二項及び第三項、第四百三十三条第四号並びに第四百九条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員
の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所
在地及び業務の種類

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員
の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所
在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所
在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所
在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2| 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等に係る銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

三 信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（新設）